

区民荣誉賞の創設について

1 背景

平成28年度に実施した名誉区民候補者選考において、選考委員会からの区長への答申では、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます。）開催時に優れた成績を収められた選手などを速やかに名誉区民の選考の対象とすることができるよう、区長の諮問時期を柔軟に対応すべき。」との意見が付記されました。

東京2020大会はもとより、スポーツや文化芸術の分野における国際的な大会や著名なコンクール等で優秀な成績を収めた区民等に対し、その荣誉をたたえて表彰することは、多くの区民に夢と希望・活力を与える効果が期待できます。

名誉区民の選考は、功績が顕著であるだけでなく、区との関わりや区への貢献度を重視するとともに、区内居住歴も対象要件としており、居住歴の短い方は対象要件に該当しない場合があります。また、これまで、主に港区政施行の周年記念に合わせ、区長が選考委員会に諮問し、答申を得た上で議決により名誉区民を選定する過程を経ており、速やかに顕彰する制度として想定されていません。

こうしたことから、日々の研さんの結果として自己の能力を発揮し、著名な大会やコンクール等で優秀な成績を収めた区民等に対し、時機を失することなくその成績・成果を表彰するため、新たな表彰制度を創設する必要があります。

2 制度内容

(1) 目的

区民の称賛を受けるに値する顕著な功績に対し、その荣誉をたたえ、表彰することにより、区民に明るい希望、感動と勇気、活力を与え、もって区民の港区に対する愛着と誇りを高める。

(2) 対象者

港区に在住する者、主に港区で活動している者又は主に港区で活動している団体若しくはその団体に所属する者で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とします。

ア オリンピック・パラリンピック競技大会等のスポーツの著名な国際大会等で、メダルを獲得する等により顕著な成績を収めた者

- イ 文化、芸術及び学術等の著名な国際コンクール等で、特筆すべき顕著な成績を収めた者
- ウ 大会、コンクール等に限らず、日々の研さんにより自己の能力を発揮し、国内外において高く評価される功績をあげた者
- エ 上記に掲げるもののほか、区民の称賛を受けるに値する顕著な功績があったと区長が認めた者

(3) 表彰の方法

表彰は、区長が表彰状及び副賞を授与して行います。

(4) 表彰の時期

表彰は、随時行うことができるものとします。

(5) 被表彰者の決定

被表彰者は、区長が決定します。

候補者の選出は、庁内各部からの推薦のほか、新聞等マスメディアの報道による情報入手、区民、企業等からの情報提供等によってもたらされるものを基に行います。

(6) 開始日

平成31年4月1日に、区民栄誉賞表彰規則を施行します。

【参考】名誉区民及び区政功労者表彰との比較

各制度の位置付け等については、以下のとおり整理しました。

	区民栄誉賞	名誉区民	区政功労者表彰
根拠	規則	条例	規則及び基準
位置付け	スポーツや文化芸術の国際的な大会や著名なコンクール等で優秀な成績を収めたり、区民の称賛に値する功績があった区民等に対し、適時に祝意を表す。	区民からの郷土の誇りとして、後世まで語り継ぐ偉人を顕彰する。区長が区議会の同意を得て選定し、その事績を公示する。	長年にわたり区民の生活と文化の向上に貢献した人の事績をたたえ、感謝の意を表す。
対象者の要件	次に該当する在住者、区で活動している者又は団体若しくは当該団体に所属する者 <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック競技大会等のスポーツの著名な国際大会等で、メダルを獲得する等により顕著な成績を収めた者 ・文化、芸術及び学術等の著名な国際コンクール等で、特筆すべき顕著な成績を収めた者 ・大会、コンクール等に限らず、日々の研さんにより自己の能力を発揮し、国内外において高く評価される功績をあげた者 ・上記に掲げるもののほか、区民の称賛を受けるに値する顕著な功績があったと区長が認めた者 	区内居住歴が10年以上あり、区への貢献度が高く、卓越して功績顕著な者	長年にわたり区政に尽力した者（基準あり）
期待する効果	栄誉を公表することで、区民に夢と希望・活力を与える。また、被表彰者が区の事業等に関わりを持つきっかけとなることが期待できるため、港区の名を更に高めるとともに、区民の港区に対する愛着を高める効果も期待できる。	区民の敬愛の対象とする。	区政功労者の各分野における事績をたたえ、引き続き区政への協力をお願いすることにより、区民の福祉増進に資する。
表彰頻度	随時	不定期 ※	年1回

※ 名誉区民の顕彰は、これまで10年毎の周年事業に合わせて選考委員会を開催してきました。しかし、周年事業ごとの開会では選考が行われない期間が長期に及ぶことから、今後の選考委員会については、おおむね5年おきの開催とするよう見直し、名誉区民条例実施要綱に開催頻度を明記することとします。

＜他区における同様の制度の導入状況＞

栄誉賞及び栄誉賞に類する賞を設けている区は18区あります。